

# 新型コロナウイルス感染症による出席停止申告書

宝塚市立長尾台小学校

- 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、必ず学校へご連絡ください。
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合、以下の2つの条件が全て満たされなければ登校できません。  
(出席停止扱いとなります)
- ①発症した後、**5日**を経過している。
- ②症状が軽快した後、**1日**を経過している。 } **両方の条件が必要です。**
- この申告書に必要事項を記入し、**登校する日に学校へ提出**してください。  
**※医療機関で記入していただく必要はありませんので、保護者様をご記入ください。**  
※医療機関発行の「新型コロナウイルス感染症による出席停止証明書」は不要ですが、この申告書は必ず学校へ提出ください。  
※2つの条件(上の①②)が満たされない状態で登校した場合は、お迎えをお願いすることになります。  
※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

**【記入例】**

		発症した後、最低5日間は登校できません						
		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目
例	日にち	/	/	/	/	/	/	/
例1	症状が軽快した日に ○ (1日目に軽快)		○ (症状 軽快)	1日目 (症状 軽快後)				<b>登校可能</b>
例2	症状が軽快した日に ○ (2日目に軽快)			○	1日目 (症状 軽快後)			<b>登校可能</b>
例3	症状が軽快した日に ○ (3日目に軽快)				○	1日目 (症状 軽快後)		<b>登校可能</b>
例4	症状が軽快した日に ○ (4日目に軽快)					○	1日目 (症状 軽快後)	<b>登校可能</b>
例5	症状が軽快した日に ○ (5日目に軽快)						○	1日目 (症状 軽快後) <b>登校可能</b>
		<b>症状が軽快した後、1日を経過するまで登校できません。</b>						

※その後、症状が軽快した日によって出席停止日が延長されていきます。

----- (切り取り線) -----

## 新型コロナウイルス感染症による出席停止申告書

<受診した医療機関名> \_\_\_\_\_ <受診日> \_\_\_\_\_ 年 月 日

	発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/
症状が軽快した日に ○									
<b>出席停止期間</b>	<b>出席停止期間 (最低でもこの期間は出席出来ません)</b>						<b>症状が軽快後1日を経過する までは出席停止</b>		

宝塚市立長尾台小学校

年 組 児童氏名 ( \_\_\_\_\_ )

保護者名 ( \_\_\_\_\_ )